



豊総職第 534 号
令和 4 年（2022 年）10 月 6 日

豊中市職員労働組合
執行委員長 林辻 照美 様

豊中市長 長内 繁樹



給与制度に関する事項について（申入れ）

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

さて、さる 8 月 8 日に令和 4 年人事院勧告が行われました。公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回ったため、それらを引き上げること等をその内容としています。

人事院勧告については、公務員の労働基本権を制限する代償として、第三者機関として人事院が設置され、これによる勧告を基本とするものの労使確認のもとに、給与に関わる協議を進めてきた経過があります。

職員の勤務労働条件につきましては、これまでも「労使協議」を基本に対応してきましたが、今回につきましても下記事項の協議を申し入れるとともに、早期の解決に向けてご理解とご協力を要請いたします。

記

1. 給与制度の見直しについて

以上

給与制度の見直しについて（案）

1. 給与制度の見直しについて

① 若年層について給料表の引上げ改定

改定率 平均 0.3% （初任給を 4,000 円引上げ）

② 期末・勤勉手当の引上げ

常勤職員・任期付職員 : 4.30 月分 → 4.40 月分（勤勉手当をプラス 0.10 月）

再任用職員 : 2.25 月分 → 2.30 月分（勤勉手当をプラス 0.05 月）

特定任期付職員 : 3.25 月分 → 3.30 月分（期末手当をプラス 0.05 月）

【改定の実施時期】 令和 4 年 4 月 1 日（②については、条例の公布日）

2. スケジュール 令和 4 年 12 月議会へ上程予定